

[事案 2022-337] 契約解除取消請求

・令和5年10月16日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による告知妨害があったことを理由に、告知義務違反による契約解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年10月に契約した終身保険（契約①）を、令和3年10月に組立型保険（契約②）に転換した。その後、同年11月に入院し、皮膚、皮下腫瘍摘出術を受けたことから、契約②にもとづき、給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約②が解除され、給付金が一部支払われなかった。しかし、以下等の理由により、解除を取り消してほしい。それが認められない場合は、契約①に戻してほしい。

- (1)告知の際、皮膚科のことで募集人に質問をしたが、「水虫までは書かなくても」と言われて、告知を妨げられた。
- (2)黒色結節については、水虫の受診ついでに診察してもらったものである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が主張する不告知教唆、告知妨害の内容は、水虫での受診であるが、これについて募集人から告知しなくてもよいと言われたとしても、黒色結節が悪性か良性かを判断するための検査が予定されていた事実を告知しなくてもよいとの判断には至らない。
- (2)診療情報提供書には、申立人は2、3か月前から、あざの変化があったとの記載があり、水虫のついでに皮膚科を受診したとの事実は認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められ、契約解除の取消しは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。